

社保審一介護給付費分科会	
第140回 (H29.6.7)	参考資料4-1

介護給付費分科会一介護事業経営調査委員会	
第23回 (H29.6.2)	参考資料1

# 平成29年度介護報酬改定について

# 介護人材の処遇改善について

## 安倍総理発言(H28.6.1)抜粋

保育士、介護職員等の処遇改善など、一億総活躍プランに関する施策については、アベノミクスの果実の活用も含め、財源を確保して、優先して実施していく考えであります。

## ニッポン一億総活躍プラン(H28.6.2閣議決定)

### 【国民生活における課題】

人材確保が困難な理由の一つとして、介護人材の賃金が他の対人サービス産業と比較し賃金が低いことが考えられる。また勤続年数も短くなっている。

- ・ 介護職員：賃金262.3千円（賞与込み）、勤続年数6.1年
- ・ 対人サービス産業：賃金273.6千円（賞与込み）、勤続年数7.9年



### 【具体的な施策】

4. (1) 介護の環境整備  
(介護人材の処遇改善)

「介護人材の処遇については、競合他産業との賃金差がなくなるよう、2017年度からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を行う。この際、介護保険制度の下で対応することを基本に、予算編成過程で検討する。」

年度 施策	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度以降	指標
介護人材の 処遇改善		月額平均1.2万円相当の処遇改善加算の拡充を実施	競合他産業との賃金差がなくなるよう、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を行う。				介護報酬等の改定に合わせて、必要に応じて処遇を改善			介護報酬等の改定に合わせて、必要に応じて処遇を改善			2020年代初頭までに 介護人材と競合他産業との賃金差：解消

## 未来への投資を実現する経済対策(H28.8.2閣議決定)

### 第2章 I. 一億総活躍社会の実現の加速

#### (1) 子育て・介護の環境整備

#### ③介護人材の処遇改善

「介護保険制度の下で、介護人材の処遇については、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を平成29年度から実施する。このための予算措置を平成29年度当初予算に計上し、かつ、継続して実施する。」

# 平成29年度介護報酬改定の概要

## 1. 改定率について

- 平成29年度介護報酬改定は、介護人材の処遇改善について、平成29年度より、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を実施するため、臨時に1.14%の介護報酬改定を行うものである。

(参考)

介護報酬改定率：1.14%

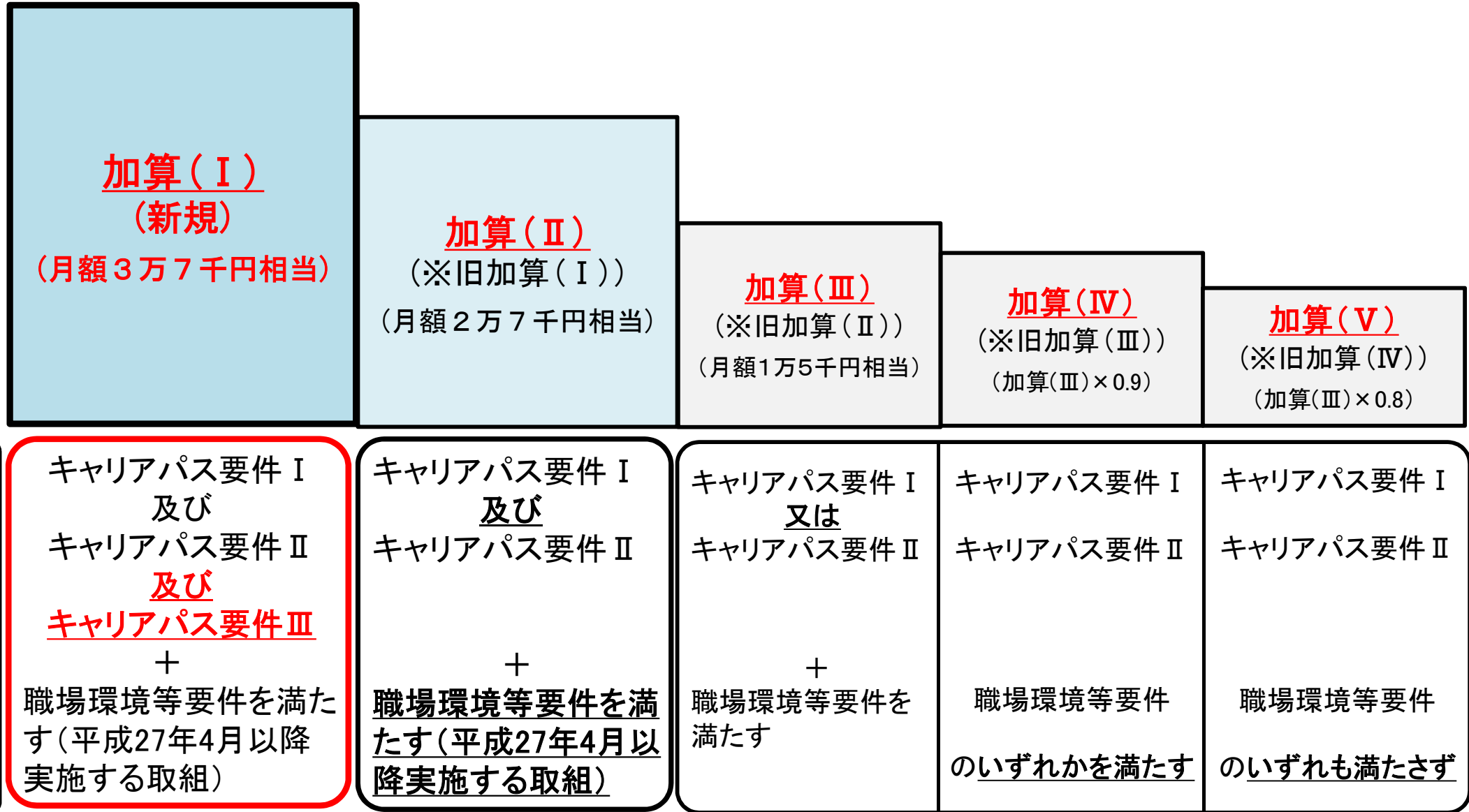
(うち、在宅分：0.72%、施設分：0.42%)

※内訳は、1.14%のうち、在宅分と施設分の内訳を試算したもの

## 2. 平成29年度介護報酬改定の基本的考え方とその対応

- 事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分を新設する。
- 新設する区分の具体的な内容については、現行の介護職員処遇改善加算(I)の算定に必要な要件に加えて、新たに、「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること(就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む)」とのキャリアパス要件を設け、これらを全て満たすことを要することとする。
- 上記に伴い、介護職員処遇改善加算の区分と加算率については、次頁以降のとおりとする。

# 介護職員処遇改善加算の区分



(注) 「キャリアパス要件Ⅰ」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること  
「キャリアパス要件Ⅱ」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること  
「キャリアパス要件Ⅲ」…**経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること**  
「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること  
※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

# 処遇改善加算(拡充後)におけるキャリアアップの仕組みのイメージ

旧加算

職位・職責・職務内容等に応じた賃金体系

職位	月給例
主任	36万円
班長	32万円
一般	28万円

どのような場合に昇給するのかが必ずしも明らかでない。

事業者において以下の①～③のいずれかに応じた昇給の仕組みを設けることを新たに要件とする

(就業規則等の明確な根拠規定の書面での整備・全ての介護職員への周知を含む) ※昇給の方式は、基本給、手当、賞与等を問わない。

新加算

(例) ①経験

職位	勤続年数	月給例
主任	6年～	36万円
班長	3～6年	32万円
一般	～3年	28万円

(例) ②資格

職位	資格	月給例
主任	事業者が指定する資格を取得	36万円
班長	介護福祉士	32万円
一般	資格なし	28万円

(例) ③評価

職位	実技試験の結果	月給例
主任	班長試験でS評価	36万円
班長	一般試験でA評価以上	32万円
一般	一般試験でB評価以下	28万円

※1 「経験」…「勤続年数」「経験年数」などを想定。

※2 「資格」…「介護福祉士」「実務者研修修了者」などを想定。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

※3 「評価」…「実技試験」「人事評価」などを想定。ただし、客観的な評価(採点)基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

# 介護職員処遇改善加算に係る加算率について

## 1. 加算算定対象サービス

サービス区分	介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算率				
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）訪問介護</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> </ul>	13.7%	10.0%	5.5%	加算（Ⅲ）により 算出した単位 ×0.9	加算（Ⅲ）により 算出した単位 ×0.8
<ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）訪問入浴介護</li> </ul>	5.8%	4.2%	2.3%		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）通所介護</li> <li>・地域密着型通所介護</li> </ul>	5.9%	4.3%	2.3%		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）通所リハビリテーション</li> </ul>	4.7%	3.4%	1.9%		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）特定施設入居者生活介護</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護</li> </ul>	8.2%	6.0%	3.3%		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）認知症対応型通所介護</li> </ul>	10.4%	7.6%	4.2%		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）小規模多機能型居宅介護</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護</li> </ul>	10.2%	7.4%	4.1%		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）認知症対応型共同生活介護</li> </ul>	11.1%	8.1%	4.5%		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・（介護予防）短期入所生活介護</li> </ul>	8.3%	6.0%	3.3%		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・（介護予防）短期入所療養介護（老健）</li> </ul>	3.9%	2.9%	1.6%		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護療養型医療施設</li> <li>・（介護予防）短期入所療養介護（病院等）</li> </ul>	2.6%	1.9%	1.0%		

## 2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%